

平成20年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成20年12月24日(水曜日)午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号の一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1 開 会

2 諸般の報告

3 会議録署名議員の指名

4 会期の決定

5 議案第1号から議案第3号の上程、説明

6 議案第1号の質疑、討論、採決

7 議案第2号の質疑、討論、採決

8 議案第3号の質疑、討論、採決

9 一般質問

10 閉 会

出席議員(11名)

1番 兒 玉 正 直

2番 神 田 徳 光

3番 川名部 実

4番 三 橋 秀 夫

5番 立 崎 金 治

7番 小 澤 定 明

8番 山 本 邦 男

9番 福 田 守

10番 内 海 和 雄

11番 越川 廣 司

12番 京 増 幸 男

欠席議員（1名）

6番 山 本 義 一

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川 健 一
副管理者	藤 和 雄
副管理者	小 坂 泰 久
会計管理者	伊 藤 はつ子
消防長	大 野 道 夫
次 長	名 和 富 男
総務課長	今 井 定 男
企画課長	斉 藤 知 久
予防課長	鈴 木 昭 三
査察調査課長	篠 田 啓 一
消防本部参事兼警防課長	岡 田 文 夫
通信指令課長	滝 口 喜代松
佐倉消防署長	白 鳥 直 木
志津消防署長	今 井 秀 夫
八街消防署長	竹 尾 要
酒々井消防署長	鈴 木 義 信

議会事務局出席職員氏名

書 記 鈴 木 薫

書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後2時30分）

○議長（川名部 実君） ただいまの出席議員は 11名で、議員定数の半数以上に達しております。平成 20年 12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○議長（川名部 実君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に配付いたし

ました印刷物によりご了承願います。

会議録署名議員の指名

○議長（川名部 実君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により議席番号 7 番小澤定明君、議席番号 8 番山本邦男君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（川名部 実君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

議案第 1 号から議案第 3 号の上程、説明

○議長（川名部 実君） 日程第 3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長（川名部 実君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

（管理者 長谷川健一君登壇）

○管理者（長谷川健一君） 本日ここに平成 20 年 12 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらずご出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。それでは、ただいまから本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。消防職員が育児休業及び他の地方公共団体の派遣等により、所属において勤務しない場合は定数外とし、新たに消防職員の採用をすることにより、消防業務の効率的な運営を図れるよう改正を行うものでございます。

議案第2号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する佐倉市八街市酒々井町消防組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び佐倉市八街市酒々井町消防組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の整備を行うものであります。

議案第3号は、平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9586万1000円といたそうとするものでございます。歳入の補正は、繰越金を増額いたそうとするものでございます。歳出の補正は、常備消防費のうち需用費で、被服費及び救急医薬材料費を、備品購入費で警防用備品購入費を増額いたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

提案理由の細部の説明

○議長（川名部 実君） 議案第1号から議案第8号までの提案理由の細部の説明を求めます。

次長、名和富男君。

○議長（川名部 実君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、名和富男君。

○次長（名和富男君） 消防本部次長の名和富男でございます。

提案理由の細部について説明いたします。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、改正の内容といたしましては、第2条の次に第3条といたしまして、定数に含めない職員についての規定を、構成市町に準じまして新たに規定しようとするものでございます。定数に含めない職員といたしまして、第3条第1項第1号で臨時的に任用された消防職員、第2号で休職とされた消防職員、第3号で育児休業の承認を得た消防職員、第4号では他の地方公共団体へ派遣され、かつ、当該団体から給与等の支給を受ける消防職員、第5号では公益法人等へ派遣された消防職員と規定するものでございます。第3条第2項におきましては、第1項で規定いたしました定数に含めない職員により、第2号から第5号に規定する消防職員が所属に復帰した場合においては、消防職員の員数が第2条に規定する消防職員の定数を超えるときは、当該消防職員は、6月を超えない期間に限り、その定数に含めないことができると規定するものでございます。改正の趣旨

といたしましては、消防職員が育児休業及び他の地方公共団体への派遣等により、所属部署に勤務しない場合、実員において減となる状況が発生いたしまして、当該所属につきましては隊の編成に支障を来すおそれが考えられますことから、定数に含めない職員の規定を設けようとするものでございます。平成 21 年 1 月 1 日から施行しようというものでございます。以上が議案第 1 号の細部説明でございます。

続きまして、議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。制定する理由といたしましては、地方自治法が一部改正されたことに伴いまして、関係条例の整備を行おうとするものでございます。整備する主な内容といたしましては、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、地方自治法の同一条項から議員の報酬の規定にかかわるものを分離し、明確になったことに伴いまして、整備を行うものでございます。制定する条例の第 1 条につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、題名を佐倉市八街市酒々井町消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に改めまして、第 2 条から第 4 条中の報酬を議員報酬に改めますほか、第 1 条の見出しを趣旨に改め、地方自治法の一部改正に伴う費用弁償に伴う根拠条文を改めまして、その他字句を整備しようとするものでございます。第 2 条では、見出しを議員報酬に改めるものでございます。制定する条例の第 2 条におきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正内容といたしましては、第 1 条の見出しを趣旨に改めますほか、地方自治法の一部改正に伴いまして、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に係る根拠条文を改め、その他字句の整備を行おうとするものでございます。以上が議案第 2 号の細部説明でございます。

議案第 3 号 平成 20 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。補正予算の内容につきましては、4 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をしてみたいと思います。1 の歳入でございますけれども、8 款 1 項 1 目繰越金は、補正前の額が 529 万 5000 円に対しまして 297 万円を追加いたしまして、826 万 5000 円としようとするものでございます。これは前年度繰越金を補正の財源として充当しようとするものでございます。5 ページをごらんいただきたいと思います。2 の歳出でございます。歳出の補正といたしましては、3 款 1 項 1 日常備消防費につきまして補正をしようとするものでございます。常備消防費の補正前の額 38 億 7552 万 5000 円に対しまして、297 万円を追加いたしまして、38 億 7849 万 5000 円といたそうとするものでございます。補正内容といたしましては、11 節需用費の被服費といたしまして、職員の被服貸与品で 119 万 7000 円、救急医薬材料費といたしまして、

新型インフルエンザ対策のための資機材購入のための経費 100万円で、需用費といたしましては、219万7000円を追加しようとするものでございます。18節備品購入費につきましては、警防用備品購入費といたしまして職員が着用いたします防火衣の購入費 77万3000円でございます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(川名部 実君) 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

兒玉正直君。

○1番(兒玉正直君) 議席1番、兒玉正直です。今回変わります第3条についてですけれども、この(1)から(5)番目のそれぞれの職員が今どのくらいいるのか、また育児休業、今は大体見込めるとは思いますけれども、そういう職員がどのくらいいるのか、数を教えてください。

○議長(川名部 実君) 総務課長、今井定男君。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。兒玉議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、3条1項1号、2号についてはございません。なお、3号の育児休業でございますが、現在のところございませんが、来年の4月1日から1名、とるという申し出が現在なされております。次に、4号でございますが、千葉県消防学校に教官として1名を派遣しております。5号についてはございません。

以上でございます。

○議長(川名部 実君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君）

議案第3号 平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

一般質問

○議長（川名部 実君） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号1番、兒玉正直君の質問を許します。

議席番号1番、兒玉正直君。

（1番 兒玉正直君登壇）

○1番（兒玉正直君） 議席番号1番、兒玉正直でございます。職員の労働条件と衛生管理について伺いたいと思います。組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例には、交替制勤務の職員の勤務時間の実態がわかりにくいと言われておりますけれども、これについて、他の自治体の勤務時間と比べ、わかりにくいと。交替制勤務の職員の勤務時間の実態は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までで、休憩時間及び仮眠時間を除き1勤務16時間で、24時間拘束です。拘束時間の長さだけでも、肉体及び精神的に相当な激務と感ずます。夜10時から翌朝6時までの8時間のうち、勤務時間が3時間半も割り当てられ、そこに4時間半の仮眠がとれるとはいえ、出勤に伴い、緊張を強いられる中での短い時間です。しかし、過酷な勤務を維持するには、重要な時間と思っております。今消防職員の仮眠室が個室に移行しつつあります。財政難の中で、すべて満足できる仮眠室を整備することは厳しいかもしれませんが、職員の衛生管理、健康管理を考える上でも、必要な仮眠がとれる条件整備を伺いたいと思います。八街消防署を視察いたしまして、仮眠室は大部屋で、2段の簡易ベッドが8台並んでいます。風邪などが蔓延しやすい冬季など、職員の健康管理は大丈夫だろうか、地震などで揺れたり、十分仮眠できないのではないだろうかと気になりました。また、火災の際、防火衣を着て、出勤準備をする場所までは、消防車両の相互の間隔が狭く、ドアがぶつかりそうな状況です。そこで伺います。八街消防署の整備の計画について、また消防署を新たに建設する場合、その改善がどうなるのか伺います。

2つ目として、職員服務規程や職員の勤務時間、休暇に関する条例には、交替制または隔日勤務について、24時間拘束であることから、簡素で明確に記述されておられません。他の条文を見ますと、職員服務規程には隔日勤務者の勤務時間は午前8時30分から翌日の午前8時30分までとするとしております。市民に消防職員の仕事の大変さをわかっていただく上でも、例規を改めることが必要と考えますけれども、いかがですか。

これで一般質問といたします。

○議長（川名部 実君） 管理者、長谷川健一君。

（管理者 長谷川健一君登壇）

○管理者（長谷川健一君） 管理者の長谷川健一でございます。兒玉議員の質問にお答えをいたします。

最初に、八街消防署の整備の計画でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により、平成21年度に耐震診断の実施を検討されております。その結果を踏まえまして、財政上の扱いがありますので、今後構成市町と協議を進めてまいります。

次に、消防署を建設する、または改修する場合の費用負担についてでございますが、平成7年11月に構成市町間で確認をいたしましたとおり、消防署所を新築または移転する場合の用地の取得及び建設につきましては、消防署所が所在する市町が負担し、改築及び改修の工事につきましては、組合が負担することとなっております。

以上でございます。

○議長（川名部 実君） 消防長、大野道夫君。

（消防長 大野道夫君登壇）

○消防長（大野道夫君） 消防長の大野道夫でございます。

兒玉議員の交替制勤務に従事する職員の勤務時間の明確化についてでございますが、職員の勤務時間については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条及び別表第1により規定されています。交替制勤務に従事をする職員以外の職員については具体的な時間が明記されておりますが、交替制勤務に従事する職員については具体的には明記されておりませんので、今後一般職員の理解しやすい表記の方法について考えたいと思います。

以上です。

○議長（川名部 実君） 議席1番、兒玉正直君。

○1番（兒玉正直君） 議席1番、兒玉です。

この今回の一般質問は、ただすというよりも、要望のような質問ですので、お願いしたいと思います。特に交替制勤務、小学生などが消防署を見学することもあるかと思えますけれども、そのときもやっぱり24時間で、夜もこの署内に詰めて、安全のために待機しているのだということを伝えてほしいなと思えます。

以上です。

○議長（川名部 実君） これにて兒玉正直君の一般質問を終結いたします。

閉会の宣告（午後2時55分）

○議長（川名部 実君） 以上をもちまして平成20年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。